

## 2022-03-01 : 令和4年第1回定例会（第4日目） 本文

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、県政及び県民生活に直接関わる問題について、通告に基づいて質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関連して、医療・介護・福祉・保育などのケア労働者に対する処遇改善事業について伺います。

今年で三年目となる新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染拡大が続いています。本県においても、オミクロン株による第六波の感染拡大が継続している下、二月末には累計感染者は三万人を超え、現在でも多い日で五百名近い新規感染者が確認されているなど、気を抜けない状況が続いています。中でも特に気になるのが、亡くなられる方々が連日のように続いていることであり、昨日までに百二十四名の貴い命が新型コロナによって失われてしまいました。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在、入院あるいは療養中の皆様の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

さて、本県においては、国のまん延防止等重点措置が今月六日まで延長されていることによって、飲食店関連をはじめとするあらゆる自営業者の方々の悲痛な叫びが聞こえてきます。また、医療機関や高齢者施設等をはじめとして、県民の命を守るために必死に頑張っているケア労働者、さらには、学校現場や保育園、放課後児童クラブなど、子供たちへの感染を防ぐために全力で闘っている先生方の必死の思いも伝わってきます。

このように、県民生活を根底から支えておられるエッセンシャルワーカーの方々や、日夜絶え間なく対応に当たっておられる県職員の皆様の御奮闘に心より感謝する次第です。

さて、このような状況の下、国は、この間コロナと闘ってきた看護師や福祉・介護職員、保育士など、これまで低賃金に置かれてきたケア労働者への感謝とねぎらいの気持ちを込めて、賃金の引上げを行うために新たな処遇改善事業を新設しました。しかし、対象となる当該の労働者からは、国による制度設計に関して早くも改善を求める声が上がってきています。

そこで伺います。

国は、新たに看護職員、介護・福祉職員及び保育士などを対象とした賃上げ対策としての処遇改善事業を行うこととしていますが、本県において対象となる人数または施設数とその割合について、それぞれ明らかにしてください。

さらに、今回の新たな処遇改善事業の対象範囲について、例えば、年に二百件以上の救急車の受入れを行っている病院やコロナ患者対応病院などの看護師を対象としていることや、認可外保育所や病院職員のための院内保育所などの保育士は原則として対象から外されていることなど、対象者は限定的となっています。

そこで伺います。

国の制度設計によって対象となる範囲が限定されていることから、現場においては、勤務場所の違いなどによって同一職種の間で不団結を招くとの不満や戸惑いの声が寄せられています。県民の大切な命と暮らしを守るケア労働者の意欲向上のためにも、現場労働者の声を真摯に受け止めていただき、国に対して、同一職種の方々についてあまねく対象としていただくよう要望していただくとともに、それを補うための県独自の対応を行っていただきたいと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、新総合体育館の建設問題について伺います。

新総合体育館の建設については、総合体育館基本構想検討委員会が設置され、令和二年十一月に第一回検討委員会が開催されて以降、計七回の検討委員会が開かれ、今年一月に鹿児島県新総合体育館基本構想案が取りまとめられました。その後、県の担当部局による、コンベンション・展示機能を備える施設に係る整備可能性調査報告書も作成され、本議会において、スポーツ・コンベンションセンター基本構想案として提案されました。そして令和四年度当初予算において、建設用地の調査に係る予算が計上されており、今後、本格的な議論が行われるものと思われまます。

こうした中、これまでの県議会一般質問等において、当該の鹿児島市との十分な協議が行われたかどうかについて、県当局に答弁を求める場面が度々あったように記憶していることから、これまでの協議の進め方について十分であったのかとの問いに対して、説明不足の感は否めません。

そこで伺います。

昨年十一月十六日の第五回検討委員会において、県当局は、各種団体から提案があった鴨池ドーム等敷地に関し、整備候補地に適さない理由として、「屋内運動施設やテニスコート等として利用されており、鹿児島市からは譲渡の意向なし」と説明されていますが、県と市はこの件について正式に協議されたのか。されたのであればどのような内容であったのか、答弁を求めます。

続いて、川内原発の二十年延長運転について伺います。

川内原発一号機は二〇二四年七月、二号機は二〇二五年十一月に原則四十年の運転期限を迎えることから、九州電力は、昨年十月から川内原発一号機の特別点検を、先月から二号機の特別点検を行っています。これについて九電側は、二十年延長運転の判断や申請時期は何も決まっていないとしています。二十年延長運転の申請に向けた準備であることは誰の目にも明らかです。

この特別点検は、主に原子炉等の経年劣化を調べるものですが、寿命を迎えた危険な老朽原発をさらに最大二十年延長して稼働させるに当たっては、原発本体の経年劣化状態の確認はもちろんのこと、原発プラントに負荷を与える要因や環境への影響等も含めて徹底的に検証すべきと考えます。

しかしながら、知事は、老朽原発の経年劣化に特化した科学的検証を専門委員会・分科会で行う計画のようですが、福島第一原発の事故原因を教訓とするならば、それでは全く不十分です。

そこで伺います。

専門委員会及び分科会での議題について、二十年延長運転に当たっては、最低でも地震や津波、核廃棄物問題について議題とすべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

次に、川内原発の二十年延長運転についての知事の判断について伺います。

今、国における地球温暖化対策としてゼロカーボン政策が進められており、全国の自治体においても、発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入が進められています。しかし、その一方で、放射能を発生させる原発は環境への負荷が大きいにもかかわらず、国のエネルギー基本計画では、これまで同様の二〇から二二%の割合で原発依存を続けようとしています。しかし、もし原発がひとたび過酷事故を起こしてしまったら取り返しのつかない事態を招いてしまうことから、原発立地県である本県においては、塩田知事の判断が非常に重要となります。

そこで伺います。

県民の命と暮らしを最優先に考えるならば、危険な原発は一刻も早く停止し、廃炉にすべきと考えますが、知事の明確な見解をお答えください。

これで、一回目の質問を終わります。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君)川内原発の二十年延長運転に係る専門委員会及び分科会での議題等についてでございます。

県の専門委員会においては、川内原発の運転期間延長に関し、九州電力が実施する特別点検の結果や原子炉等の劣化状況の評価の内容等について、科学的・技術的な検証を徹底的に行っていただきたいと考えており、昨年十二月二十三日に、検証に必要となる材料工学及び建築構造・材料学の分野の学識経験者四名を専門委員会の特別委員として新たに委嘱するとともに、集中的かつ効果的に検証を行うため、同日、専門委員会の委員及び特別委員の計六名で構成する分科会を設置したところであります。

去る一月二十日に開催した第一回分科会においては、運転期間延長認可制度の概要や川内原発一、二号機の特別点検の概要等に関して、国や九州電力に説明を求め、確認していただいたところであり、今後、川内原発の特別点検の実施状況等の視察や三十年目高経年化技術評価結果等の検証を行っていただき、九州電力が運転期間延長申請を行う場合には、申請内容に基づき、特別点検の結果や劣化状況評価等の検証を行っていただくこととしております。

なお、専門委員会においては、これまで、活断層や地震に対する評価をはじめ、構造物の耐震性や火山対策、津波対策などについて御議論いただき、各委員それぞれの技術的・専門的見地から意見や助言を頂いているところであり、今後も、川内原発の安全性や防災対策などについて、様々な観点から御議論いただくこととしております。

○くらし保健福祉部長(谷口浩一君)新型コロナウイルス感染症関連の御質問のうち、看護・介護などの処遇改善事業の対象についてであります。

まず、看護職員については、救急医療管理加算を算定し、年間の救急搬送件数が二百件以上の医療機関など五十七医療機関が対象とされており、対象人数については、常勤換算ベースで全体の約三割の約一万人を見込んでおります。

介護職員については、介護職員処遇改善加算を取得している約二千二百事業所が対象とされており、全体の約九割となっております。

障害福祉職員については、福祉・介護職員処遇改善加算を取得している約二千百施設が対象とされており、全体の約八割となっております。

また、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等につきましては、施設型給付等を受けている約千四百施設が対象とされており、全体の約八割となっております。

続いて、処遇改善事業に係る国への要望及び県独自の対応についてであります。

国は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護師・保育士・介護職員等の収入の引上げを図る対策の一環として、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関の看護職員等の賃金引上げを行うこととしたところであり、こうした国の制度の目的からすれば、一律の看護職員等の賃金引上げを県で行うことは難しいと考えております。

県としては、独自の対策として、コロナ医療に携わる看護師等への危険手当の支給に対し、支

援を行っております。

また、国に対しては、コロナ医療に従事した全ての看護職員の処遇改善を図るための看護師等処遇改善事業の見直しや、保育士・介護職員等の処遇改善について、全国知事会、県開発促進協議会を通じて要望を行っているところであります。

○総合政策部長(前田洋一君)スポーツ・コンベンションセンターの整備に係る県と市との協議状況についてであります。

御指摘の提案につきましては、鹿児島市に対し、情報提供を行ったところです。

その上で、スポーツ・コンベンションセンターの整備候補地の選定に当たりましては、検討委員会で立地が望ましいとされた鹿児島市内において、おおむね一万五千平方メートル以上の土地を対象に、県有地につきましては未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、それぞれ譲渡可能な土地について照会を行ったところです。

この中で、鹿児島市に対しては、昨年十月五日に、土地の現状や普通財産・行政財産といった財産の種類は問わないとして幅広く照会したところ、同市からは、十月二十九日に、脇田処理場等跡地の一か所について譲渡可能との回答を頂いたところです。

○地域政策総括監(房村正博君)川内原発の二十年延長運転についてでございます。

第六次エネルギー基本計画において、原子力発電は、CO2の排出削減に貢献する電源であり、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として位置づけられており、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げることとされております。

また、安全を最優先し、経済的に自立し、脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとされております。

原子力を含めたエネルギー政策は、基本的には国の責任で行われるものであると承知しておりますが、県としては、原発の立地県として、常に事故の発生を念頭に置き、県民の生命と暮らしを守ることを基本に、引き続き、国と九州電力に対し、安全性の確保や原発に関する県民への分かりやすい情報発信・説明等を求めてまいりたいと考えております。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

まず、川内原発の二十年延長問題について知事に伺いたいと思います。

知事は先日、分科会のメンバーに委員の方を加えるという問題に関しまして、適当な方がいらっしやらなかったというような判断でしようが、追加されませんでした。

それは、やはり議題として経年劣化に特化した形での委員の選出という状況にあるのではないかと。ですから、私は、先ほど申し上げましたように、やはりもっと広い視点で考えていく、危険性については本当に広い視点で考えていけないと思っておりますが、そういう考えに立って、委員の方々、分科会に加える方々も、そういう方々を改めて選出していただきたいと思いますが、その件に関してはいかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)先ほど議員からお話のありました、地震や火山、津波といった対策につきましては、これまでも、県の専門委員会において様々な技術的・専門的な見地からの御議論を頂いて、助言等を頂いているところであります。

川内原発の二十年延長につきましては、私のマニフェストでも掲げておりますけれども、使用

期間に耐え得るかかどうかということ、経年劣化の状況をしっかりと評価するという観点から、その評価に必要な材料工学等の専門家の皆さんに集中的・効率的に議論していただきたいということで、今回、分科会を設けたところでありますので、その必要な範囲において今後も議論していただきたいと考えております。

○たいら行雄君 さらに再質問させていただきます。

先ほどのくらし保健福祉部長の御答弁の中で、一点だけ確認をお願いしたいと思いますが、保育士等の対象者について、千四百施設、全体の八割の方々が対象だとお聞きしましたが、この母数に認可外保育所の保育士の方々などについては含まれているのでしょうか。

○くらし保健福祉部長(谷口浩一君)お尋ねの認可外保育所につきましては、数字の中に入っております。

○たいら行雄君 もう一点、確認させてください。

県総合体育館についての御答弁を頂きましたが、この鹿児島市と県との協議というのは、議事録あるいはメモとかそういうもの等を取っていらっしゃるのかどうか。そしてそれが残っているかどうかというのはいかがでしょうか。

○総合政策部長(前田洋一君)御答弁申し上げたとおり、こういうお話がありましたよということ、市の担当部局に対して情報提供はいたしました。その上で、市と県とのやり取りというのは公文で県から市に、現状どういう土地の使われ方をしているかとか、財産が例えば普通財産でありますとか行政財産、公有財産、いろいろ種類はありますけど、それも問わないと、言わば市がお持ちの土地の中で譲渡可能な土地はあるかという照会をかけた上で、それに対する回答を頂いたという形でございます。その公文はございます。

○たいら行雄君 私は記録が残っているかどうかということをお聞きしただけでありまして、そのことについて端的に答えていただきたいと思いましたが、もう結構です。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中で、国が決めた処遇改善事業については、これまでのモチベーションを保持していただくためにも、対象となる職種の全ての方々に広げることが重要と考えます。

また、鹿児島市内の障害者施設の方から、職員のために申請をしたいと考えているが、つなぎ資金不足で困っているとの相談を受けました。同じ問題を抱える施設は相当数あると思われることから、国に対して現場の声を伝え、改善を求めていただくとともに、県においても、支援策の検討を重ねてお願いいたします。

新総合体育館については、県民から寄せられた意見や鹿児島市との協議に真摯に向き合うことは、今後の議論においても重要です。その点については、これまで以上に十分な配慮を要望いたします。

川内原発二十年延長問題については、県民生活に直接関わる重要な問題であることか

ら、専門委員会・分科会で取り扱う議題は重要です。知事におかれては、県民の命と暮らしを最優先に考えていただき、賢明な御判断を下していただきますよう要望し、次の質問に移ります。

次に、馬毛島への軍事基地建設、鹿屋への米軍無人機配備、米軍機の本県上空の飛行など、安全保障に関わる本県の危険な状況について伺います。

まず一つ目は、有事の際の住民の避難についてです。

このたびのロシアによるウクライナ侵略によって明らかのように、ひとたび戦争が勃発した際には、軍事基地やその施設が真っ先に標的となってしまいます。

我が国は今、米国と中国の覇権争いの渦中にあり、日米安保条約の名の下、米国と一体となって、台湾有事の際には敵基地攻撃を含めた軍事対応の準備に前のめりになっています。

こうした中、米国は、九州を起点に沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオ島に至るラインを第一列島線と位置づけており、その中に奄美群島や馬毛島なども組み込まれています。そして、既にミサイル基地が配備されている奄美大島や、現在計画中の馬毛島の軍事施設や隣接する種子島などは、有事の際に真っ先に標的になるのは間違いありません。

こうした状況の下に、有事の際の住民避難については、国が自治体に国民保護計画の策定を義務づけ、各自治体が行うこととされています。しかし、特に離島からの避難は事実上困難であり、本県同様に島嶼部を有する他県でも策定に苦慮している状況と聞いています。

そこで伺います。

本県における有事の際の避難計画、特に島嶼部について、策定できているかも含めて、県の見解をお答えください。

質問の二つ目は、現行の日米地位協定の下での危機管理対応について伺います。

仮に馬毛島にFCLPを前提とした自衛隊基地が建設された場合や、鹿屋への米軍無人機が配備された場合には、地元の種子島や鹿屋に米軍関係者が駐留することとなりますが、地元住民の多くは、沖縄などでの事例のように治安の乱れを非常に危惧しています。

そこで伺います。

地域住民の安全な生活を維持するためには、一時的であっても米兵及び軍関係者の駐留は受け入れ難いことです。しかし、もし受け入れた場合、交通事故や暴行等の事件が発生した場合の対処について、県の見解をお答えください。

さらに、現在の屈辱的な日米地位協定の抜本的見直しについて、県の見解をお答えください。

質問の三つ目は、憲法九条を守り、県民の命と暮らしを守る立場にある知事の取るべき態度について伺います。

県民の命と暮らしを守り、県土を決して戦争によって荒廃させないことが、本県行政の長としての塩田知事の最大の責務であると考えます。したがって、塩田知事には、憲法九条を遵守していただき、国の暴走を何としても止めていただきたいと心から願ってやみません。

そこで伺います。

馬毛島への自衛隊基地建設と米軍FCLP施設誘致、鹿屋への米軍無人機の配備について、明確に反対を表明していただきたいと考えますが、知事の見解をお答えください。

さらに、隣国での軍事衝突の危機が目前に迫っていると思われる状況にある今こそ、全力で、近隣諸国との対話と平和外交に尽力するよう国に対して強く求めていただきたいと考えますが、知事の見解をお答えください。

質問の四つ目は、米軍機の本県上空の飛行に係る県民からの目撃情報への対応について伺います。

県がまとめた過去五年間の航空機の低空飛行目撃によれば、令和二年は百三十七件と過去五年間で最多となっています。そして、特に多いのが奄美地域であり、全体の七割以上の九十八件を占めています。しかも、これらの目撃例の大半が米軍機と思われるものであるとのことであり、県民の不安は増すばかりです。

そこで伺います。

このように、低空飛行の目撃情報が急激に増え続けている現状と理由について、県の見解をお答えください。

さらに、目撃情報が増えている理由として、本県上空に米軍のアルトラブ―臨時訓練空域―が常設されている可能性が危惧されているところです。仮に本県上空にアルトラブが設定されているとしたら、一般の航空機の飛行にも大きな影響を与えるとともに、事故の危険性も増大することは明らかです。この危険なアルトラブについて、県の認識と見解をお答えください。

二回目の質問の最後は、危険な低空飛行について伺います。

一昨年、米軍の大型輸送機C―130Jが、日米合意に違反して百メートル以下の超低空飛行を行っていたことが明らかとなりました。これは、当時の我が党県委員会と奄美地区委員会が専門機関に依頼して飛行高度の分析を行い、判明したものであり、その結果も添えて県にその事実を告発し、県を通じて防衛省に嚴重抗議を求めましたが、それ以降も低空飛行の目撃例は続いています。

そこで伺います。

このような状況を一刻も早く改善するために、県民の安全を第一に考え、市街地上空の飛行と危険性の高い低空飛行については、国に対して、米軍に嚴重抗議し、即刻禁止させるよう求めていただくとともに、県として情報収集対応を強化すべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

これで、二回目の質問を終わります。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君)まず、日米地位協定の下での危機管理対応についてでございます。

国においては、日米地位協定について、公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除される。ただし、日本で活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならない、また、公務執行中でない米軍人等は、特定の場合を除き、日本の法令が適用されるなどの解釈を示しているところであります。

仮に御指摘のような事案が発生した場合には、この解釈を踏まえ、米軍に対処すべきものと考えております。

なお、一般的には、仮に県民生活の安心・安全に影響を与えかねない事案が生じた場合には、情報提供、原因究明、再発防止の徹底等を米軍などの関係機関に申し入れるよう、国に対し、求めることになると考えております。

日米地位協定については、全国知事会として、航空法などの国内法を原則として米軍にも適

用させることなどを求める提言書を決議しているところであります。

防衛・安全保障政策は国の専管事項であり、国においては、全国知事会の提言について、一層積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、馬毛島における自衛隊施設の整備等及び米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開についてでございます。

馬毛島における自衛隊施設の整備等については、これまで、住民や関係自治体などから、騒音による周辺環境への影響や、漁業への影響などを懸念する意見が出ております。

県としては、今後、国により環境影響評価等が行われ、また、国と西之表市との協議の場が設けられたことで、住民の皆様方が適切に判断できる材料が示されると考えており、その時期や内容を見極める必要があると考えております。

今後とも、西之表市長をはじめ、関係自治体の首長と意見交換を行い、その内容を国にお伝えするとともに、国による説明や地元の意見をお聞きした上で、県としての考え方を整理し、対応を検討してまいりたいと考えております。

米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開については、国からは、実施するかどうかも決定していない段階であり、さらなる検討に必要な現地調査を行う考えであることなどの説明を受けております。

県としては、住民の生活上の不安が生じることがないようにすることが重要であると考えており、調査の結果も含め、地元に対し、十分かつ丁寧な説明を求めるとともに、県への詳細な情報提供を求めています。

今後、国からの調査結果の詳細な内容などの説明を受け、また、鹿屋市長のお考えなどをお聞きした上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、平和外交についてでございます。

本県は南西諸島に多くの離島を有しており、隣国での軍事衝突の危機をめぐる問題については、政府において、外交努力により平和的な解決が図られるよう努めていただきたいと考えております。

○危機管理防災局長(橋口秀仁君)有事の際の住民避難についてでございます。

県内で武力攻撃事態等が発生した場合の住民避難については、県及び市町村が定める国民保護計画に基づき、国からの指示を受け、県が市町村を通じて住民に避難を指示し、県が割り当てたバスや船舶等を用いて、市町村が避難誘導を行うこととなっております。

市町村は、避難指示の通知を受けた場合、直ちに、住民の避難に必要な事項を定めた避難実施要領を作成するために、あらかじめ、様々な事案を想定した避難実施要領のパターンを作成しておくこととされており、本県においては、令和二年度までに離島を含む全ての市町村が作成済みであります。

県では、今後も、国や市町村、関係機関との国民保護措置に関する訓練等を通じて、国民保護計画の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

米軍機の本県上空の低空飛行に係る目撃情報の現状等についてでございます。

米軍機の可能性がある低空飛行の目撃情報は、平成二十八年度以降増加しており、令和二年度は、前年比四十六件増の百二十八件で、記録のある平成十八年度以降、最多となっております。

増加の原因や国の対応等について防衛省に確認しましたところ、増加の原因については答えることは困難であり、防衛省としては、米軍機と思われる飛行に関し、地元自治体や住民から受け



た苦情等を米側に伝え、地域に与える影響を最小限にとどめるよう強く求めているとの説明があったところであります。

いわゆるアルトラブ一空域の一時的留保とは、一定の航空機の使用のために一時的に設定した一定の空域に、一定時間他の航空機が飛行しないようにする管制業務上の措置で、継続的なものではなく時間の経過により終了するものとされています。

本県上空における米軍のアルトラブの有無について、国土交通省は、米軍の運用に関することなのでお答えできないとしているところであります。

米軍機の低空飛行等に係る国への申入れ及び県の対応強化についてでございます。

県では、米軍機の低空飛行の増加により、県民生活への影響が懸念されることから、九州防衛局に対し、県民の安心・安全の確保の徹底などについて米軍側に申し入れるよう要請しており、また、全国知事会を通じて、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートなどの事前情報提供を行うこと、人口密集地域の飛行回避や、深夜など住民への影響が大きい時間帯を避けるなど、地域住民の不安を払拭するような十分な配慮を行うことなどを要請しているところであります。

県としては、今後とも、国に対し、米軍機の低空飛行に関する県民の不安や騒音被害等への懸念を伝えるとともに、県民の安心・安全な生活に影響を及ぼすことがないように十分な配慮を行うことを要請してまいりたいと考えております。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

知事に伺います。

先ほど、米軍あるいは米軍関係者の、もし仮に交通事故とか暴行等が発生した場合の対応について伺ったところ、先ほどの知事の答弁では、日本の法令が適用されるとおっしゃったように記憶しておりますが、現実として沖縄の事例等を見た場合に、本当に日本の法律が適用されているのか。これはもう一度改めて考えていただきたいと思いますが、知事も同じように、こういうケースの場合、日本の法令が適用されているとお考えでしょうか。

○知事(塩田康一君) 個別具体の状況については私も詳細には承知しておりませんが、先ほど答弁申し上げましたように、そのような事例が生じた場合には、先ほど申し上げた日米地位協定の解釈に基づいて対処すべきものであると考えております。

○たいら行雄君 この問題については、仮の問題ですので、具体的なところ等については今後いろいろと進めていかれるかもしれませんが、こういうことがもし起こった場合の対処は、きちんと考えておかないといけないということもいろいろと起こってくるのではないかと思います。知事としてももう少し突っ込んで考えていただけないかと思っております。

それから、知事は度々、防衛省の今の進め方についてですけれども、地元への丁寧な説明を求めたり、あるいは頭越しにいろいろ説明がないままに防衛省が進めている、例えばいろんな発注などに対する公告など、そういうもの等について遺憾の意を表明されております。仮に防衛省が手順を守り、そして丁寧な説明が行われたとした場合に、知事はこのような危険な基地を受け入れてもいいとお考えでしょうか。

○知事(塩田康一君) 現段階においては、住民の皆さんが適切に判断できる材料がまだ示されておりませんので、そういったことを含めて、また地元の首長とも意見交換しながら、県としての考え方を整理していきたいと考えております。

○たいら行雄君 再質問です。

知事、ですから、地元に対していろんな条件とかそういうもの等が説明された暁には、やはりこういう危険なものであっても受け入れていいとお考えになれるのかどうかについては、いかがでしょうか。

○知事(塩田康一君) 適切に判断材料が示された上で、県としての考え方を整理していきたいと考えております。

○たいら行雄君 もう一点、伺います。

本県上空の米軍機飛行が増えている要因に、もう一つ、空中給油訓練が行われている可能性も指摘されているという状況ですが、これについては事実関係はいかがでしょうか。

○危機管理防災局長(橋口秀仁君) 先ほど答弁申し上げましたとおり、本県上空で米軍機の低空飛行が増加している要因について、防衛省は答えることは困難としているところでございます。

なお、空中給油訓練に係る低空飛行の目撃情報は、これまで県のほうに寄せられたことはないところでございます。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

本県上空の米軍機飛行が増えている要因をお尋ねしましたが、国交省の回答では、増加の原因を答えることはできないという回答に終始しておられました。これでは県民の安全、空の安全は守れないのではないかと思いますので、もう少し突っ込んだ防衛省あるいは国交省への問合せをお願いしたいと思っております。

さて、馬毛島への米軍FCLPを前提とした自衛隊基地建設や、鹿屋への米軍無人機配備、さらには本県上空を勝手に飛び回る米軍機など、この国の主権及び地方自治が侵され、集団的自衛権の行使により米軍と一体となって軍事行動に参加することは、県民の命を危険にさらすこととなる現実を知事は直視していただき、県民の命最優先の行政を行っていただくことを強く要望し、最後の質問に移ります。

続いては、林野庁が管理している除草剤—2・4・5 T—の問題について伺います。

猛毒のダイオキシンを含む化学物質で、ベトナム戦争でアメリカ軍が散布して多くの被害を生んだ枯れ葉剤の原料になった、2・4・5 T系の除草剤が、コンクリートに固められ、一九七一年頃から十五道県四十二市町村四十六か所に合計約二十六トン埋設されている問題が、報道により明らかとなりました。遡れば、我が党の祝迫かつ子元議員が平成十年の第三回定例会においてこの問題を取り上げ、県の対処について質問しました。その際、所管の営林署が毎年二回、大雨後はその都度点検を行ってきた結果、極めて安定した状態であるとの答弁でした。

お配りした資料は、本県南九州市川辺町の山奥に除草剤「2・4・5 T系」が埋設されている写真です。御覧のように、埋設地はフェンスに囲まれてきちんと管理されていますが、このフェンスの中の大体「メートル下のところに、コンクリートに固められたものが埋設されており、あれから五十年経過している中でコンクリートの劣化も進んでいるかどうかについては、目視では確認できないところです。

このような状況の中で、これまで、埋めたままのほうが安全だとしてきた林野庁は、近年多発する大雨による土砂崩れや、埋設に使用したコンクリートの寿命などにより、ダイオキシン流出の危険性が問題となってきたことから、最近になって突然方針転換し、掘削処理に向けて検討に入ったとのことでした。

そこで伺います。

県内に埋設されている場所と量、管理状況等について明らかにしていただくとともに、流出の危険性に対する今後の対応方針について、県の考え方をお答えください。

次に、令和四年度当初予算に係る事業について伺います。

一つ目の質問は、子ども医療費についてです。

子ども医療費助成制度について、県は昨年四月から、高校卒業までの非課税世帯を対象に現物給付を行っていますが、これにより国から国保のペナルティーが科せられることとなります。

そこで伺います。

昨年四月からの制度変更に伴う国のペナルティーについて、県が負担すべきと考えますが、これに対する県の見解をお答えください。

さらに、就学前のペナルティーが廃止されたことにより、自動償還払いをしていた自治体も全て現物給付方式を導入したと聞いており、本県の制度は全国でも遅れた制度と思われることから、全国的な状況を踏まえ、子育て支援の観点からも現物給付を拡大する必要があると考えますが、県の見解をお答えください。

二つ目は、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組について伺います。

県内においては、指宿市と鹿児島市がパートナーシップ宣誓制度を導入していますが、九州管内では、佐賀県が既に導入し、福岡県も今年四月から導入されるとのことでした。また、九州・沖縄の県庁所在地と政令市では、福岡市、鹿児島市など、九つの市のうち六つの市が既に導入しています。今後、この制度を県内自治体に広げていくためにも、県の果たす役割は大きいと思われれます。

そこで伺います。

パートナーシップ制度導入に向けた県の見解をお答えください。

また、パートナーシップ宣誓制度を活用することによって、公営住宅への入居をはじめ、様々な公的サービスの提供が進むものと思われれますが、性的マイノリティーの方々の県営住宅への入居の考え方について、県の見解をお答えください。

さらに、災害時の避難及び安否確認などについて、県の取組状況をお答えください。

質問の最後に、生理の貧困について伺います。

全国的に生理の貧困に対する自治体の対応が求められている下、県は令和四年度予算において、県の相談機関等での生理用品の無料提供と、市町村が行う同様の取組についての支援のための予算計上を行っています。しかしながら、これまで多くの方々から、教育現場での生理用品の無料提供を望む声が寄せられています。

そこで伺います。

県が所管する学校現場での生理用品の無料提供について、県の見解をお答えください。  
以上で、通告した質問の全てを終わります。

○環境林務部長(松下 正君)林野庁が管理している除草剤「2・4・5T」の問題について、県内の埋設場所と量、管理状況等や今後の対応方針についてでございます。

2・4・5T系の除草剤については、林野庁によると、県内五市町六か所の山林に六トン余りを埋設しており、所管の森林管理署等において、立入禁止等の保全措置を講じるとともに、毎年二回の定期点検に加え、大雨の後などにおいては、その都度点検を行っているとのことでありす。

また、災害リスクの高まりを懸念する自治体の声を踏まえ、林野庁においては今年度、全国の埋設場所四十六か所のうちモデル的に四か所を選定し、埋設された2・4・5T系の除草剤の撤去を含む技術的知見を得るための調査を行っているところであります。

県としては、林野庁に対し、引き続き埋設場所の適正な管理を行うよう要請するとともに、今年度の調査結果を踏まえた林野庁の動向を注視してまいりたいと考えております。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君)子ども医療費助成の制度変更に伴う国保の減額調整措置についてでございます。

国民健康保険の減額調整措置については、国の制度であることから、その影響額を県で補填することは考えておりませんが、県開発促進協議会等を通じて、国に対し、未就学児に限らず全て廃止するよう提案しているところでございます。

特に、住民税非課税世帯につきましては、その経済的負担を軽減する必要性が高いことから、国に対し強く提案しているところでございます。

次に、子ども医療費助成制度における現物給付の対象拡大についてでございます。

子ども医療費助成制度につきましては、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐため、現物給付の対象を昨年四月から住民税非課税世帯の高校生まで拡充したところであります。

子ども医療費助成制度は、全国的に見ましても、都道府県及び市町村がそれぞれ独自の方式で実施しており、自治体の財政力等の違いにより、助成する対象や自己負担額に格差が生じております。

そのため、現物給付につきましては、国の責任において新たな医療費助成制度を創設するよう、県開発促進協議会など様々な機会を通じて引き続き要望してまいりたいと考えております。

○男女共同参画局長(奥 一彦君)パートナーシップ制度導入に向けた県の見解についてのお尋ねでございます。

同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認める自治体の取組につきましては、多様な性の在り方を尊重する人権の観点から、重要な取組であると考えております。

パートナーシップ制度を県内に広げていくためには、まずは、社会における性の多様性に対する正しい理解を深めることが重要な課題であると考えており、市町村と連携を図りながら、研修会や人権ハンドブックの活用などを通じて、引き続き県民の方々への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○土木部長(兒島優一君)性的マイノリティーの方々の県営住宅への入居についてであります。

県営住宅におきましては、条例により、親族のほか、住民票で確認できる内縁関係など事実上婚姻関係と同様の事情にある者は入居できることとなっております。

性的マイノリティーの方々についても、パートナーシップ制度を実施する市町村に立地している県営住宅につきましては、当該市町村が交付するパートナーシップ宣誓書受領証等の提示があれば、入居を認めることといたしております。

○危機管理防災局長(橋口秀仁君) 災害時の性的少数者の方々への対応に関する取組状況についてでございます。

県では、令和二年三月改定の県人権教育・啓発基本計画に基づき、避難所における性的少数者を含む要配慮者への適切な対応を図るため、昨年十二月に、防災分野における男女共同参画の専門家や精神保健福祉士、県防災アドバイザー等による有識者会議を設置し、性的少数者の方々の御意見も伺いながら、県避難所管理運営マニュアルモデルの見直しについて検討を行っているところです。

災害時の安否確認については、災害対策基本法施行規則において、安否情報の照会者と当該照会に係る被災者との関係のほか、被災者の安否情報の提供に係る同意の有無や、公益上の必要に応じて提供できる情報の範囲が定められており、性的少数者の方々に係る安否確認については、具体の照会案件ごとに判断する必要があると考えております。

○教育長(東條広光君) 県立学校における生理用品の無償提供についてであります。

学校では、児童生徒の健康課題に対応するため、健康観察や健康相談等により、児童生徒の心身の状況を把握し、必要な指導を行っており、生理用品等を自分で用意できない児童生徒に対しては、保健室において提供しております。

今年度、提供の方法や場所等について学校へ聞き取りを行いましたところ、生理用品について言い出しにくい児童生徒もいるのではないかという意見もありましたことから、来年度、例えば、しおりやカードで意思表示ができるような仕組みを一部で試行したいと考えております。

県教委としては、来年度実施予定の県の相談機関等での生理用品の提供や市町村への配布と併せ、必要な児童生徒に届きやすい取組となるよう努めてまいりたいと考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

県内での2・4・5 T埋設問題については、県民生活への影響がないよう、国に対して安全な処理を行っていただくよう強く求めてまいりたいと思います。

子ども医療費については、多くの県民から所得制限なしの現物給付を求める声が寄せられており、特に、本県に移住してきた方々は、窓口負担があることに皆さん驚かれ、現物給付を求める声が強くなります。子供たちはいつ病気になるか分かりません。そのときに財布の中身を気にしながら受診することに対する罪悪感を保護者、特に母親は常に感じているとのこと。県民にこのようなつらい思いをさせないためにも、早急に改善していただくことを改めて要望いたします。

国保ペナルティーの負担については、財政が脆弱な市町村において、新たに負担が増えることは何としても避けていただくことが必要と思われることから、基金等の活用も含めて、再度検討していただくことを強く求めます。

生理用品の無料配布については、学校現場にこそ真っ先に導入していただきたいと考

えます。この間、県内の女性団体の方々と一緒に県教委にも要請を行ってきましたが、本県においてはなかなか進まない状況が続いています。新年度予算に計上されたことをきっかけとして、ぜひとも学校現場への無料配布を検討していただくよう重ねて要望いたします。

さて、去る二月二十四日、突如、ロシアはウクライナを侵略しました。それから事態は刻々と変化し、現時点において、ロシアは核兵器の使用にも言及するなど力による制圧を強行しています。

私ども日本共産党は、今回のロシアの行動が、国際法並びに主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章に違反することは明らかであり、断固として糾弾するとともに、プーチン政権に対して、軍事行動を直ちに中止することを強く求めるものです。

一方、アジアに目を向ければ、米国と中国による覇権争いが激化しており、我が国もその渦中に引きずり込まれようとしています。

こうした中、岸田首相は、歴代首相として初めて敵基地攻撃能力保有の検討を明言し、防衛費も補正込みで初めて六兆円を超えるなど、日米同盟強化の姿勢をより鮮明に打ち出しており、その中に、馬毛島の米軍FCLP移設と自衛隊基地施設整備費三千百八十億円などの予算も含まれています。これは、米軍と自衛隊の一体的運用がさらに進められることを意味しており、このことがアジアの緊張を高め、戦争につながる新たな危険を呼び込むことから、断じて認めるものではありません。

さらに、自民党を中心とした改憲勢力は、憲法九条に自衛隊を書き込むなど、米国と一緒に戦争ができる国につくり替えようとしています。

我が国はこれまで戦後七十七年間、戦争による犠牲者を一人も出してきませんでした。これは、ひとえに憲法九条があったからにはほかならないと私は思います。そして、この平和を守り抜いていくためには憲法九条をこれからもしっかりと堅持し、生かしていくことが重要であり、憲法に明記された平和的手段と対話による外交に全力を挙げていくことが、戦争を回避するための最大の武器であることは間違いありません。

かつて、私は県民の大切な命と暮らしを守りたいとの一心で県知事選挙に立候補を決意しました。結果、途中でリタイアしてしまいましたが、恐らく塩田知事も同じ思いで知事になられたものと思います。ですから、私は、何よりも大切な県民の命が危険にさらされるような重大な問題に関する判断が問われている今こそ、知事として最も大切な県民の命を守るという使命を果たしていただくために、憲法九条を遵守した行動に専念していただくことを強く願っています。

国は時として理不尽な要求を突きつけてきますが、その際には防波堤としての役割を果たすのが地方自治であり、知事はその最高責任者です。塩田知事におかれては、その責任を必ずや全うしていただきますよう心より重ねてお願い申し上げまして、日本共産党県議団としての一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)